

須賀川市空家リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、須賀川市内の空家等の利活用及び移住・定住の促進を図るため、空家等を改修し、居住用として活用する者等に対して、その費用の一部について補助金を交付することに関し、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「特措法」という。）第2条第1項に定義するものをいう。

(2) 空家バンク 須賀川市空家バンクをいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、須賀川市空家バンクに登録された物件（以下「登録物件」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 この補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

(1) 登録物件の購入者又は借主で、補助金の交付決定後3年以上、須賀川市に住民登録し当該物件を居住の用に供すること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年須賀川市条例第29号）第2条第3号に規定する「暴力団員等」でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、空家リフォーム事業とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 須賀川市内に事業所を有する業者又は補助対象者自らが施工する工事とし、複数の業者が施工する場合は、少なくとも1社は、須賀川市内に事業所を有する業者であること。ただし、やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(2) 他の補助金の交付を受ける部分と重複しない工事

(3) 過去に当該補助金の交付を受けていない工事

(4) 補助金の交付の決定後に着手し、交付申請をした日の属する年度内に完了することができる工事

(5) 併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の工事

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、内外装や、台所、トイレ、浴室、洗面所等の水回りを対象とした、一般的な改修又はリフォームとする。ただし、次の各号に掲げる費用は、補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 電力、ガス、上下水道又は浄化槽に係る申請手続き又は検査に要する費用
- (2) 電気ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型ガス給湯器その他これらに類する高効率給湯器に係る費用
- (3) 業務用の設備機器に係る費用
- (4) 設備機器又は照明器具で、壁、床又は天井と一体となっていないものに係る費用
- (5) ガスコンロ、電磁調理器、食器洗い器又はガス小型湯沸器で、ビルトインタイプではないものに係る費用
- (6) 外構工事に係る費用
- (7) 増築工事又は改築工事に要する費用

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円（登録物件の所在地が長沼地区又は岩瀬地区の場合は100万円）を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請添付書類等)

第8条 規則第4条第1項に規定する申請書は、須賀川市空家リフォーム補助金交付申請書（第1号様式）とし、同条に定める関係書類は次に掲げるものとする。

- (1) 改修工事をする箇所の施工前の写真
- (2) 改修工事の見積書（工事費用とその他の経費がわかるもの。自主施工の場合は、材料費の見積書）
- (3) 同意書兼確約書（第2号様式）
- (4) 紛争等に関する誓約書（第3号様式）
- (5) 補助金の振込先通帳の写し

2 補助金の交付を申請しようとする者は、補助対象事業に着手する7日前までに、前項に規定する書類を市長に提出しなければならない。

(事業の変更又は中止)

第9条 規則第11条第1項の規定により市長に補助事業等変更（中止・廃止）承諾申請書を提出するときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 変更する内容を表した図書等
- (2) 変更改修工事見積書（自主施工の場合は、変更後の材料費の見積書）

(実績報告)

第10条 規則第17条第1項に規定する書類は、次のとおりとし、補助対象事業の完了の日から

起算して14日以内で補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 須賀川市空家リフォーム補助金実績報告書（第4号様式）
- (2) 改修工事の領収書の写し（自主施工の場合は材料費の領収書）
- (3) 改修工事の完了後の写真
（補助金の額の確定）

第11条 規則第18条第1項に規定する審査及び調査等は、建築住宅課に所属する検査員（以下「検査員」という。）が行うものとする。

- 2 前項の規定による完了報告検査を行った検査員は、速やかに補助事業等完了報告検査復命書（第5号様式）により復命するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による完了報告検査により不備が判明したときは、完了検査結果不備事項通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。